

新型コロナウイルス感染症と人権の尊重について

島根県健康福祉部健康推進課

1. 背景

さて、昨年以來、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界の状況が一変しました。報道機関等から入る情報に接することで、不安な日々を送っていらっしゃる方も多いと思います。欧米等でのワクチン接種に続き、日本でも接種が始まりましたが、当面は感染予防に注意して

過ごすことが求められる状況が続きます。本稿では、皆様方が生活を送られる上での注意点や、偏見・差別等を生まないための考え方をいくつかお伝えさせていただければと思います。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する基本知識

まず、新型コロナウイルスが感染する経路として、“飛沫感染（咳・くしゃみ等のしぶきを直接吸い込むことで起きる感染）”“接触感染（ウイルスが付着した物を触った手で目・鼻・口等を触ることで起きる感染）”“エアロゾル感染（換気が十分でない狭い空間において、エアロゾル*を吸い込むことで起きる感染）”の3つの経路があります。お住まいの地域の感染状況がどうであっても、感染を防ぐために、各自が引き続き「手洗い・消毒の徹底」「マスク装着」「ソーシャル（フィジカル）ディスタンス」に取り組んでいただくことが重要です。

た場合に、院内で感染が拡大してしまう恐れがあるからです。電話で状況を伝えた結果、診療・検査が必要と判断された場合は、医療機関からの指示（受診方法、受診時間等）に従い必ずマスクを装着した上で受診するようにしてください。ちなみに、かかりつけ医がおられない場合は、下記の「健康相談コールセンター」にご連絡いただければ、診療・検査が可能な医療機関等をご案内いたします。

がん、心臓疾患、慢性腎臓病、糖尿病の患者さんや高齢の方など、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高いと言われている疾患・状態があります。皆様方におかれましては、引き続き予防等に努めていただければと思います。

*エアロゾル：空气中を漂い、遠くまで飛散する小さな飛沫のこと

加えて、発熱・咳などの症状がある場合の注意点をお伝えします。まず、受診前に必ずかかりつけの医療機関に電話をしてください。これは、事前に電話連絡せずに医療機関を受診されると、仮に新型コロナウイルス感染症であっ

「しまね新型コロナウイルス感染症健康相談コールセンター」

保健所名	相談電話番号	受付時間
松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7638	8:30~21:00 (平日、土日祝) ※症状悪化など緊急の場合は時間外も受け付けます。
雲南保健所	0854-47-7777	
出雲保健所	0853-24-7017	
県央保健所	0854-84-9810	
浜田保健所	0855-29-5967	
益田保健所	0856-25-7011	
隠岐保健所	08512-2-9900	

※聴覚等に障がいのある方は、FAX0852-22-6328をご利用ください。

3. なぜ、嫌悪・偏見・差別が生まれるのか

ウイルスがもたらす本来の意味での“感染症”以外に、嫌悪・偏見・差別という名の感染症が存在します。不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別したりなど、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊してしまいます。

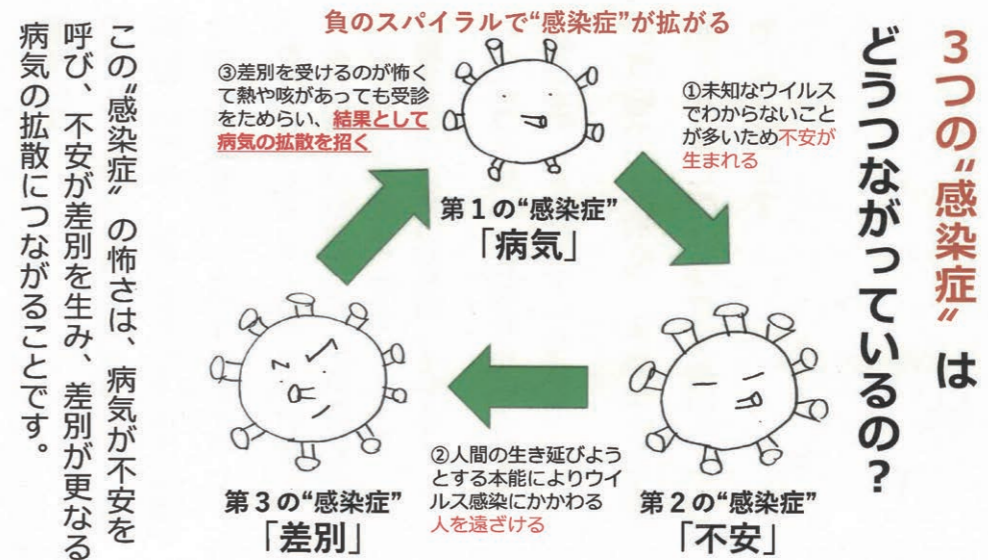
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、見えない敵(ウ

イルス)への不安が生じます。本来は、ウイルスが敵のはずなのですが、いつの間にか敵がすり替わってしまい、特定の対象を“見える敵”と見なして嫌悪の対象にしてしまうことがあります。今回、見える敵となってしまったのが、感染された方、感染リスクの高い行動をとる方、マスクを付けていない方などです。そして、嫌悪の対象を偏見・差別し遠ざけることにより、本来の敵であるウイルスを見な

いようになり、つかの間の安心感を得ることになります。

安心感を得るために他者を傷つける行為は許されないこととあり、自分の立場に置き換えて考えれば、自ずと取るべき行動は明らかではないでしょうか。特定の人・地域・職業などに対して「危険」「ばい菌」といったレッテルを貼る心理によって、偏見や差別はおこります。そのような心理から生まれた芽が、差別の樹に育っていくことを防いでいくことが重要です。

経験したことの無い感染症と闘うことは誰しもが不安です。その不安に冷静に対応するために、正しい知識を身につけ、確かな情報を広めましょう。新型コロナウイルス感染症は誰もがかかる可能性があります。大切なことは、個人や地域、職場における感染予防対策で、感染の拡大を最小限にすることです。感染しても、治った後も、住み慣れた地域で暮らしていける、互いに支え合える地域でありたいですね。



4. 正確な情報を得るためには

新聞、テレビ、インターネットなど多様なメディアの発達により、求めている情報を得やすい便利な世の中になってきました。一方で、メディアがもたらす情報を正しく理解し、活用する“メディアリテラシー”の力も求められています。

“メディアリテラシー”とは、新聞やテレビ、インターネットなどのメディアを使いこなし、伝えられている情報を正しく理解する力のことです。メディアリテラシーには、“1.メディアを主体的に読み解く能力”、“2.メディアにアクセスし、活用する能力”、“3.メディアを通じコミュニケーションする能力”の3つの要素があります。情報が氾濫する世の中では、メディアから得られる情報を読み解き、活用し、上手くコミュニケーションする能力が求められているのです。

メディアを主体的に読み解く能力とは、それが正しい情

報かどうかを判断する力です。メディアを活用する能力とは、どのメディアを活用すればよいのか、正しく特徴を知った上で、使い分ける力です。メディアを通じコミュニケーションする能力とは、メディア機器（パソコン、スマホ、携帯等）を通じて上手くコミュニケーションする力です。

島根県では、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広報等で感染リスクの注意喚起を行うと共に、感染された方・関係者に対する誹謗・中傷・うわさ話などはやめ、人権に配慮した冷静な行動をすることが、感染の早期発見や接触者の把握に繋がり、広く県民の皆さんの感染防止に繋がることをお伝えしています。

国・県・市町村等の公的機関から出されている情報を確認すること、メディアリテラシーの観点で情報の正確性を確認すること、不確実な情報を拡散しないようにすることなど、一人ひとりの意識や取組も非常に重要となります。

5. 今後に向けて

ワクチン接種が始まり、コロナ禍の中にも明るい兆しが見えつつあります。ただ、当面は、新たな生活様式の徹底が求められるなど、感染予防対策を継続していく必要があります。国際化の進展により、今後もまた未知の感染症が日本にもたらされることも考えられます。ウイルスによる

脅威が人権侵害に繋がることがないように、引き続き、県からも正しい情報を積極的に発信するよう努めますので、正確な情報に基づき、正しく恐れ、正しく行動していただくよう、よろしくお願いいたします。